

労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会の検討状況

【開催状況】

- 第1回 平成25年8月 1日（木）論点の議論
- 第2回 平成25年9月 3日（火）骨子案の議論
- 第3回 平成25年9月20日（金）報告書案の議論・とりまとめ

第3回専門検討会までに確認された方向性

○機械等の回収・改善命令の範囲のあり方について

- ・ D-1の機械等（動力伝導部分等、命令制度のないもの）について、回収・改善命令の範囲に加えることは、慎重に考える。
（十分に回収・改善が進んでいない事例は、流通の過程でエンドユーザーが把握できない場合がほとんどで、法令上の命令制度としても実効性は少ないと考えられる。）
- ・ 欠陥が見つかったD-2（安衛則に規定）、E（未規制）の機械等については、製造者又は輸入者に災害防止措置が義務づけられていないが、多数出回っている場合など、製造者又は輸入者が回収・改善を行うことが災害の再発防止を図る上で効率的と考えられる場合は、製造者又は輸入者に回収・改善を行うよう要請することが適当。

○回収・改善を促進させるための方策のあり方について

- ・ 回収・改善を要する機械等が不特定多数に流通し回収・改善が困難な場合は、まず製造者又は輸入者に対し公表を指導し、製造者又は輸入者の取組のみでは回収・改善が進まない場合には、国が公表に協力することが適当。
- ・ 十分に回収・改善が進んでいない事例について、国は流通業者にも情報提供を要請することが必要。